

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	那覇市体育施設（市民体育館、市民庭球場、首里石嶺プール） の利用許可及び許可変更
根拠法令及び条項	那覇市体育施設条例第8条、第11条 那覇市体育施設管理に関する規程 第2条、第3条、第4条、 第6条、第9条、第10条、第14条
審 査 基 準 ○ 那覇市体育施設設置条例 ○ 那覇市体育施設管理に関する規程 別紙のとおり	
標準処理期間	3日
所管部署	生涯学習部 市民スポーツ課（098-917-3504） 指定管理者 N P O 法人 那覇市体育協会
更新日	平成27年4月1日

(別紙)

○那覇市体育施設条例

(利用許可)

第8条 体育施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、利用許可をする場合においては、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、体育施設の利用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 集团的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(4) 管理上支障があるとき。

(5) その他指定管理者が不適当と認めるとき。

2 指定管理者は、中学生以下の者については、トレーニングルームの利用を許可しない。

○那覇市体育施設管理に関する規程

(利用許可の手続き)

第2条 条例第8条第1項の規定により、那覇市体育施設(以下「体育施設」という。)の予約利用の許可を受けようとする者は、体育施設利用申請書(第1号様式、第2号様式又は第3号様式。以下「利用申請書」という。)を別表第1に定める期間までに会長に提出しなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者の条件は、次のとおりとする。

(1) 那覇市民体育館においては、18歳以上(高校生は除く)の者とする。ただし、会長が別で定めた規定で認めた場合はこの限りではない。

(2) 漫湖公園市民庭球場においては、19時以降の利用については保護者同伴で責任のもとに申請、又は利用すること。

(3) 那覇市民首里石嶺プールについては、会長が特に必要と認める場合。

3 利用許可の決定は、申請順によるものとする。

4 会長は、1項の規定による申請を許可したときは、体育施設利用許可書(第4号様式、第5号様式又は第6号様式。以下「利用許可書」という。)を申請者に交付するものとする。

5 体育施設の当日利用の許可を受けようとする者は、利用料金の納付と引き換えに当日利用券(第7号様式、第8号様式又は第9号様式)又は回数券(第10号様式)の交付を受け、利用の際、これを会長に提出しなければならない。ただし、条例第10条第1項各号に該当する者は、それを証する書類を持参し、これを会長に提示することで足りるものとする。

6 体育施設の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。ただし、予約利用の許可を受けた者のみをいう場合は「予約利用者」という。)は、交付を受けた利用許可書若しくは当日利

用券又は回数券を携帯し、係員から提示を求められたときは、直ちに提示しなければならない。
(大規模行事・大会等の利用許可の手続き)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者が実施する大会・行事(以下「大規模大会等」という。)は、別表第1に定める受付終了時期に係わらず、利用日の1月前までに利用申請書を会長に提出しなければならない。

- (1) 那覇市民体育館メインアリーナ全面4時間以上の予約利用の許可を受けようとする者
- (2) 漫湖公園市民庭球場を延べ面数(延べ面数とは、面数に時間を乗じて出た面数をいう。)13面以上の予約利用の許可を受けようとする者

2 大規模大会等を開催する者は、利用申請書に大会要項などの必要な資料を添えて主催団体の代表者名で申請をしなければならない。

3 九州大会以上の大規模大会等または興行(入場料を取って公開するスポーツ、演劇などを催し、不特定多数の観客に見せることをいう。)で予約利用の許可を受けようとする者は、別表第1に定める利用受付開始時期に係わらず、体育施設利用申請書を会長に提出することができる。

(公共性の高い団体の利用許可手続き)

第4条 公共性の高い団体(特定の集団に限られることなく、社会全体に開かれており会長が特に認める団体をいう。)が主催する大会・行事の場合は、毎年2月までに調整会(以下「年間調整会」という。)にてその翌年度の利用日を決定し、利用申請書を会長に提出することができる。

2 年間調整会において、利用日時が競合する場合の利用決定の順位は、別表第2のとおりとする。

(特別設備の許可申請)

第6条 体育施設に特別の設備をしようとする者は、体育施設特別設備施設許可申請書(第11号様式)に必要な資料を添えて、会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による申請を許可したときは、体育施設特別設備施設許可書(第12号様式)を申請者に交付するものとする。

3 興行等で前項を申請する場合の許可条件は、次のとおりとする。

(1) アリーナ内で飲食(アルコールを含む)を伴う興行等の申請者は、係員と調整し、必要とされる原状回復日数を含め施設を予約利用すること。

(2) 興行等に必要な特殊効果等は、次の内容を係員と調整し申請すること。

特殊効果等の許可条件は無許可消費(火取法施規第四十九条)の範囲内であること。

上記を実施するために必要な消防設備保守の管理人件費(沖縄県消防設備保守協会から派遣)は申請者が負担すること。

(3) 土足での入館や床などを破損する恐れがある場合は、床面をすべて養生などを施すこと。

(4) 原状回復に必要なワックスがけや修繕等は、すべて申請者で負担すること。

(利用時間及び休館日等の変更)

第9条 条例第5条の規定により、次の各号に該当する場合は、利用時間、休館日及び休場日を変更することができる。

(1) 申請者が、利用日の1月前までに申し出た場合

(2) 次の体育施設の利用条件を満たす場合

ア 那覇市民体育館においては、大規模大会等である場合。

イ 漫湖公園市民庭球場においては、全コートを利用し、かつ、4時間以上の利用である場合。

(利用期間)

第10条 条例第6条の規定により、次の各号に該当する場合は、引き続き5日を超えて予約利用をすることができる。

(1) 九州大会以上の大規模大会等

(2) 年間調整会にてその翌年度の利用日を決定し、予定日の2月前までに開催内容が確定する場合

(入館・入場の制限)

第14条 高校生以下は、19時以降の利用はできない。ただし、保護者が付き添い、家族単位の利用と判断される場合は、この限りではない。

別表第1(第2条関係)

施設名	種別、区分	開始時期	終了時期
那覇市民体育館	メインアリーナ全面を利用する場合	利用日の前年度3月1日、または予定日の属する年度内における6月前の月の初日のいずれか	利用日の前日を起算日として3日前まで
	上記以外のアリーナまたは卓球室を利用する場合	利用日の2月前の月の初日	利用日の前日を起算日として3日前まで
	会議室または選手役員控え室	利用日の2月前の月の初日	利用日の前日まで
漫湖公園市民庭球場	大規模大会等でコートを利用する場合	利用日の前年度3月1日、または予定日の属する年度内における2月前の月の初日のいずれか	利用日の前日を起算日として3日前まで

	市内に在住、在学する児童・生徒が、土曜日の午前中に５番から１０番コートを利用する場合	利用日の２月前（４月１日の申請は２月１日から）	利用日
	上記以外	利用日の１月前（４月１日の申請は３月１日から）	利用日
那覇市民首里石嶺 プール	原則として３コースまでの予約利用（利用日の１月前に申し出た場合は、この限りではない）	利用日の前年度３月１日、または予定日の属する年度内における２月前の月の初日のいずれか	利用日の前日を起算日として３日前まで

備考

那覇市民体育館の予約利用においては、上記以外に別の規定で定める仮予約利用の申請をすることができる。

別表第２（第４条関係）

那覇市体育施設 行事優先順位

- 1、 那覇市が主催する行事
- 2、 NPO 法人那覇市体育協会（加盟団体及び市スポーツ少年団を含む）が主催又は誘致する行事及び沖縄県民体育大会、高体連、中体連の主催する全国大会。
- 3、 各競技団体が主催若しくは主管する全国大会。
- 4、 各競技団体が主催若しくは主管するブロック（九州）大会。
- 5、 県、他の公共団体又は公共的団体が主催若しくは主管するブロック（九州）大会。

6、 各競技団体が主催若しくは主管する県大会。

7、 県、他の公共団体又は公共的団体が主催若しくは主管する県大会。

8、 その他の団体が主催する行事。

(ア)「競技団体」とは、沖縄県体育協会加盟団体をいい、高体連、中体連を含む。

(イ) 行事調整にあたっては上記の順位で行うこととし、同一順位の大会については、施設の使用目的及び公平配分を考慮し調整する。